

婚姻届記入例

【届出日】
届出する日付を記入します。

【生年月日】
和暦(昭和、平成)で記入します。
西暦でもかまいません。

【住所】
婚姻届出をする時の
住民票の住所を記入します。
婚姻届出と同時に住所変更
(住民異動届)をする場合は、
新しい住所を記入します。

【父母の氏名・続き柄】
父母が死亡、離婚していても
記入します。
養子になっている場合は、
養父母も記入します。

【婚姻後の氏、新しい本籍】
右の①、②をご確認ください。

【同居を始めたとき】
同居や結婚式をしていない方は
空欄です。

夫妻それぞれの、同居前の世帯で
一番収入が多かった方の仕事に
✓をします。

【署名】
夫と妻が自分で書いてください。
押印は任意です。(しなくても
かまいません。)

消せるボールペンは使用しないでください。

婚姻届	受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日	長印
	送付 令和 年 月 日 第 号		
令和 4 年 4 月 1 日届出 上越市長 殿	番別調査	戸籍記載	記載調査
	調査票	附票	住民票
	通知		

	夫 になる 人	妻 になる 人
(よみかた)	この たろう	おつやま はなこ
(1) 氏 名	甲野 太郎	乙山 花子
生 年 月 日	大昭和 6 年 5 月 5 日	大昭和 8 年 3 月 3 日
住 所	新潟県上越市本町三丁目 2 番地 26	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 番 1 号
(2) (住民票簿を しているところ)	(マンション・ アパート名など) ハイツ上越101号	(マンション・ アパート名など)
本 籍	新潟県上越市木田一丁目 1 番地	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 番 1 号
(3) (外国人のときは 国籍だけを書いてください)	筆頭者の 氏名 甲野 春太	筆頭者の 氏名 乙山 秋平
父母及び養父母 の氏名	父 甲野 春太 続き柄 長男 母 高田 夏子	父 乙山 秋平 続き柄 二女 母 乙山 冬美
(養父母は養父母以外にも 養父母がいる場合は その欄に書いてください)	養父 甲野 民子 続き柄 養子 養母	養父 続き柄 養女 養母
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 → 夫が新しい戸籍の筆頭者 <input type="checkbox"/> 妻の氏 → 妻が新しい戸籍の筆頭者 新潟県上越市本町三丁目2 番地	
同居を始めた とき	初平 4 年 5 月 (結婚式をあげたとき、または同居を始めたときのうち 早いほうを書いてください)	
(6) 初婚・再婚の別	夫 <input type="checkbox"/> 初婚 <input checked="" type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 死別(昭平 昭和) <input checked="" type="checkbox"/> 死別(令和 平成)	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 死別(昭平 昭和) <input type="checkbox"/> 死別(令和 平成)
同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年…令和2年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(8) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野 太郎 印	妻 乙山 花子 印
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	090-XXXX-0000 夫 携帯
	妻 年 月 日	

【連絡先】
日中連絡の取れる電話番号を必ず
記入してください。

お持ちいただくもの

- 窓口に来られる方の運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど
(顔写真のついた官公署発行の証明書など)
- 夫もしくは妻の本籍が上越市以外の場合、戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)
(令和6年3月1日から原則不要)

	証 人	
署 名 (※押印は任意)	甲野 春太	乙山 冬美
生 年 月 日	大昭和 44 年 4 月 29 日	大昭和 48 年 7 月 20 日
住 所	新潟県上越市木田一丁目 1 番地 3 号	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 番 1 号
本 籍	新潟県上越市木田一丁目 1 番地	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 番 1 号

【証人】
18歳以上の証人が2人
必要です。
父母、兄弟、親戚、友人
など、どなたでも証人にな
ることができます。

【署名】
証人が、自分で書いて
ください。
押印は任意です。

婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

① 婚姻後の夫婦の氏

- 夫の氏 → 夫が新しい戸籍の筆頭者
- 妻の氏

- 夫の氏 → 妻が新しい戸籍の筆頭者
- 妻の氏

をいれた氏が、お二人の婚姻後の氏となります。

② 新しい本籍

の方が戸籍の筆頭者でない場合は、土地の地番や街区符号の表示(住所の「○番○号」の「○番」
までを記入してください。
新しい本籍が上越市以外の場合は、戸籍の全部事項証明(450円)が必要になります。

お届け時のご注意

③ 休日・夜間の提出

木田庁舎、浦川原区総合事務所、柿崎区総合事務所、板倉区総合事務所では、休日や夜間にも
お届けをお預かりしています。
書き漏れや書き間違いなどがないよう、平日の日中に事前審査をおすすめしています。
また、日中連絡の取れる連絡先を必ず記入してください。

④ 住所変更

婚姻届出をされても、住所は変わりません。「住民異動届(住所変更)」の手続きが必要です。
平日の日中であれば、婚姻届出と同時に手続きいただけます。

- 【必要なもの】** ①住民異動届(窓口、市 HP にあります) ②転出証明書(他市町村から転入する場合)

⑤ 下記の場合はお問合せください

外国人と婚姻したい場合や、婚姻届の他に戸籍の届出をする(養子縁組など)場合